

全国統一版のJMAT研修開始



大阪府医師会理事
鋤方 安行

日本医師会の救急災害医療対策委員会が平成22年に報告したJMAT構想は、期せずしてその翌年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災に際して、急遽実際の派遣へと舵を切ることになりました。3月17日に岩手県、宮城県を中心とした医療支援班を初めてのJMATとして派遣して以降、7月25日に至るまで大阪を含む全国から1365チームのJMATによる医療支援活動が行われました。その後も度重なる災害に際してJMAT派遣が着実に実施され、熊本地震、西日本豪雨に際しては私ども大阪府医師会からも多くの会員の皆様のご協力を得て、JMAT大阪として医療支援に加わったことは記憶に新しいところです。

このような経緯を経て、現在JMATは法律の枠組みの中で活躍すべき組織として位置付けられるまでになりました。災害関連法の中で最も重要なのが、災害対策基本法と災害救助法です。日頃前者で備え、万一の発災時には後者で救うというのが原則です。災害対策基本法は、伊勢湾台風被害を契機として昭和36年に制定された全117条と附則からなる厳格な法律で、事前に行うべき災害への準備を義務として細かく定めています。義務を負うのは、国の内閣府や各省庁など指定行政機関、近畿厚生局などの指定地方行政機関ともっぱら公機関が中心ですが、第三の枠として指定公共機関があり、例えば原子力研究開発機構や日本銀行、NHK、電力会社、道路公団などが対象です。これに加えて平成26年に日医が加わりました。また翌27年に、横倉義武・日医会長が被災者健康支援連絡協議会の代表として中央防災会議委員の任命を受けました。このような背景から、我が国の防災基本計画には、指定行政機関・厚

生労働省のDMATに加え、指定公共機関・日医のJMATが書き込まれたわけです。

これに応じて日医救急災害医療対策委員会では、従来は都道府県医師会の裁量に委ねていたJMAT研修の標準化を目標とし検討を重ねてきました。そして、30年10月に第1回のJMAT研修（基本編）の開催（初回は都道府県医師会災害担当医師および事務局員の参加）に至ったわけです。その内容は、JMATの役割や位置付けといった災害医療についての知識修得（事前学習を含む）に加え、トリアージの実技実習、自らが被災地になった場合の具体的な行動や、JMATとして被災地に医療支援に向くときの手続きや実務・作法についてのグループワークを含む充実した内容となっています。日医は、この標準化JMAT研修を今後、各都道府県医師会主催で実施・普及するよう求めています。

府医でも日医の動きに平行してJMAT研修ワーキングを立ち上げ、第1回のJMAT大阪研修（基本編）を31年3月31日に開催しました。標準化した内容はもちろんですが、特に30年の大阪北部地震や台風21号被害を念頭に、自地域が被災した際の安否確認や応急救護など災害対策基本法／地域防災計画に基づき郡市区等医師会が果たすべき役割を身に付ける部分にも重点をおいた研修会構成（講義100分、実習320分）としました。参加者には、日医発行の修了証が発行されます。また参加者アンケートを基に、筆者も委員として参加する日医JMATワーキングで更に内容をブラッシュアップさせつつ、令和元年度にも複数回のJMAT大阪研修（基本編）を開催する計画です。会員の皆様のふるってのご参加をお待ちしております。